

この Q&A は、2015 年 7 月 13 日及び 17 日に実施された ISO 14001 改訂セミナー(FDIS 14001 に基づく)での説明、質疑応答をもとに、講師の監修をいただき、JAB が作成したものであり、文責は JAB にあります。規格や審査の考え方を明確にすることを目的としており、規格の解釈を示すものではなく、また認定・認証審査の基準となるものでもありません。

#### 掲載項目一覧

1. 認証の移行(適用基準)
2. 認証の移行(段階的審査)
3. 外部及び内部の課題
4. 適用範囲
5. 適用範囲と認証範囲
6. 環境保護に対するコミットメント
7. 著しい環境側面
8. リスク及び機会
9. リスク
10. 4.2(利害関係者のニーズ及び期待の理解)で決定する順守義務と 6.1.3(順守義務)の関係
11. 関連法規制の範囲
12. 外部委託と順守義務
13. 順守義務に関する文書化した情報
14. 環境マネジメントシステムへの順守義務の考慮
15. プロセスと手順

### 1. 認証の移行(適用基準)

2015年版への移行を審査すると同時に、2004年版の継続的な適用の確認を行う場合がある。その場合、審査計画書には、審査基準として2004年度版と2015年版と併記するのか、あるいは、2015年版だけか。また、2015年版への移行に失敗した場合、どのように考えればよいか。

<回答>

2015年版への移行審査であれば、審査基準は2015年版である。段階的に移行を行う場合などで2004年版の認証を継続する場合は、両方が基準となる。

2015年版の移行に失敗した場合、2004年版への適合性が確認されていないなら、認証は無効になる。組織の状況を十分に確認し、移行審査を受けられる状態にあるかどうかを、ご判断いただきたい。

### 2. 認証の移行(段階的審査)

認証の移行を段階的に行うというのはどういうものか。3年の移行期間内に、数回に分けて移行審査を行っていいということか。また、審査工数はどのように考えればいいのか。

<回答>

段階的に行うというのは、移行期間に複数回の審査を経て2015年版に適合させてゆくことである。移行審査は1回で行ってもいいし、複数回に分けて段階的に行ってもよい。段階的に実施する場合、やり方はいろいろあると思うが、例えば、第一段階、第二段階という形で実施することもありうる。また効率的かどうかは疑問だが、規格の要求事項でわけて、順番に確認していくという方法もあるかもしれない。

段階的な審査を行う場合の注意点として、コンサルティングにならないようご留意いただきたい。

2008年版の適合性を評価しながら、2015年版への適合を確認するとなると、審査工数を増やさざるを得ないだろう。追加の必要がない組織があるという可能性を否定はしないが、多くの場合、追加しなければならないのではないかと考えている。一律にこれだけ増やす必要があると言うことは難しく、認証組織の状況によって個々に判断する必要があるだろう。

### 3. 外部及び内部の課題

審査では、外部及び内部の課題をどのようにみていけばよいか。

<回答>

組織が課題を特定していなければ、これは不適合である。審査員は、特定された課題が組織を取り巻く状況から見て、不十分だと思えることがあるかもしれない。しかし、特定した内容が不十分ということの問題にするのではなく、組織がなぜこのような特定に至ったかのプロセスをたどり、そこに問題がないかを見ていくことになる。

#### 4. 適用範囲

適用範囲の考え方として、環境負荷の大きなもの、管理しにくいものなどを意図的に適用範囲外にするのは、規格の意図するところではないという説明があった。例えば、子会社が行っている排水処理施設の管理や、構内に常駐している外注組織が適用範囲外になっているケースなど、外部委託したプロセスであることを理由に適用外とする例が多いように思える。

<回答>

外部委託したプロセスの満たすべき条件が A.8.1 に示されている。外部委託したプロセスは不要なプロセスではなく「組織が機能するために不可欠」なプロセスであり、要求事項に適合することに対する責任は組織にある。

規格改訂の際の議論で 2 つの観点があった。組織が宣言する適用範囲は利害関係者の誤解を招くようなものであってはならないこと。狭い範囲を適用範囲とすることはありうるが、利害関係者から見て信頼の置けるものであること。今回の改訂で、外部委託したプロセスに対する責任は組織にあり、適用範囲内で管理しなければならないことになった。管理されていなければ、ISO 14001 に適合していないことになる。

#### 5. 適用範囲と認証範囲

組織が適用範囲の一部で認証を取得したいと希望する場合、どのように考えるべきか。

<回答>

組織が ISO 14001 を適用している範囲で認証を取得するのが望ましい形である。ただし、状況によって限定した範囲で認証を受ける場合もありうる。例えば、本社と複数の工場に対し ISO 14001 が適用されている場合、規格への適合性に影響がないなら、一部の工場のみで認証をとるということもありうるだろう。しかし、環境負荷の高い工場を認証範囲としないとしたら、そのような認証は利害関係者に対し「期待される成果」を実現しているとはいえないだろう。

#### 6. 環境保護に対するコミットメント

環境方針(5.2)に、環境保護に対するコミットメントを含めることが求められている。従来は、組織と直接関連を持つ範囲だったが、環境保護となると地球レベルになる。組織はどのように方針に取り入れていけばいいのか。いわゆる「紙、ごみ、電気」では不十分で、それ以上のポジティブなアクションが必要ということか。

<回答>

環境保護という言葉は定義されていない。ISO 26000(社会的責任のためのガイダンス)との整合から採り入れられた。持続可能な世の中を目指す上で、汚染の予防では足りない、5.2 c) の注記に示されている要素は含めようという議論になった。とはいえ、組織ごとに事情は異なるので、一律に適用できるわけではない。「組織の状況に関連する」となったのはその

ような背景による。

## 7. 著しい環境側面

これまで著しい環境側面の特定/管理は、ISO 14001 の核となるプロセスであると理解してきた。2015年版では「リスク及び機会への取組み」が入り、著しい環境側面の管理の重要性が小さくなったように思える。

<回答>

重要性が小さくなったということはない。EMSの中で非常に重要な管理対象であることには変わらない。

2015年版の核となるものとして、「著しい環境側面」、「順守義務」、「リスクに基づく考え方の適用」の3つがあると考えられる。組織がリスクに基づく考え方を採用することにより、4.1(組織及びその状況の理解)、4.2(利害関係者のニーズ及び期待の理解)から、6(計画)、さらに8(運用)へとつながっていることを認識することが重要である。

## 8. リスク及び機会

6.1.1では、「環境側面」、「順守義務」、「4.1及び4.2で特定した、その他の課題及び要求事項」に関連するリスク及び機会を決定し、6.1.4でそれらに対する取組みの計画策定を行うことになる。6.1.2(環境側面)の注記では、「著しい環境側面は、……に関連するリスク及び機会をもたらし得る。」とある。6.1.3(順守義務)でも注記に、「順守義務は、組織に対するリスク及び機会をもたらし得る。」とある。

2015年版に沿って組織がリスク及び機会を特定し、その結果として、「リスク及び機会は、著しい環境側面と順守義務にすべて関連する」としたら、それは規格の意図に沿っているか。

<回答>

6.1.1の3つの項目は shall determine なので、特定しなければならない。特定したリスク及び機会が、著しい環境側面と順守義務にすべて関連するということはある。

## 9. リスク

リスク=不確かさの影響という、概念は理解できるが、実際、どのように特定することになるのだろうか。何か新しいこと、変化がある場合には不確かさがあるので、リスクは特定しやすいだろう。現状に潜んでいるリスクはどうやって捕らえればいいのか。傾向分析、データ分析などで把握するということになるのだろうか。

<回答>

エンジニアリング的なリスク分析をやればいろいろリスクは出てくると思われるが、方法論にとらわれない常識的な市民感覚でもよい。感覚による抽出でもよいが、どういうメンバーでどういう議論で抽出されたのかリスクなのか。技術的なリスクだけでなく、定性的

なりリスクを考えることも必要である。社会、経済のトレンドの中にリスクの要素は様々ある。社会の動きをどう捉え、どう応えるかという認識も重要である。

#### 10. 4.2(利害関係者のニーズ及び期待の理解)で決定する順守義務と 6.1.3(順守義務)の関係

4.2(利害関係者のニーズ及び期待の理解)の c)で、「それらのニーズ及び期待のうち、組織の順守義務となるもの」を決定しなければならない。さらに 6.1.3(順守義務)で「組織の環境側面に関する順守義務を決定」することが求められている。A.4.2 には「より詳細なレベルでの順守義務の分析は、6.1.3 で実施される」と解説されている。4.2 と 6.1.3 の関係を説明してほしい。

< 回答 >

A4.2 にも解説されているように、4.2 では“高いレベル”での理解が求められている。4.2 で把握した内容がフィルタリングされるのだと考えていただきたい。4.2 で、利害関係者のニーズ及び期待を踏まえて、高いレベルでコミットすべきであると特定したら順守義務になり、6.1.3 で、環境側面に適用されるものを、より詳細なレベルで分析、決定する。

6.1.3 b)の「これらの順守義務(these compliance obligations)」の「これら」には、4.2 c)の順守義務も含まれるのか。6.1.3 a)「組織の環境側面に関する順守義務」を指すのではないか。

< 回答 >

4.2 で実施する事項と 6.1.3 で実施する事項を混乱させるべきではない。6.1.3 では、4.2 で特定した順守義務のうち環境側面に適用されるものを決定し、それをどのように組織に適用するかを決定する。

順守義務の定義は、「組織が順守しなければならない法的要求事項、及び組織が順守しなければならない又は順守することを選んだその他の要求事項」(3.2.9)である。6.1.3 a)の環境側面に関する順守義務に限定されておらず、6.1.3 a)に含まれないものはある。

#### 11. 関連法規制の範囲

順守義務が強化されたということだが、関連法規制をどの範囲で考えるべきだろうか。

< 回答 >

環境法という領域がどこまでかは明確ではない。例えば、2015 年版作成の中で、Conflict Mineral(紛争鉱石)が何度か議論に出てきた。欧米の優良企業は管理し順守している。また、景品表示法が EMS の対象となると理解している企業は多くないが、同業他社が環境がらみの宣伝で排除命令を受けるといったようなことが起きたとしたら、自社でも対応が必要になるかもしれない。過去の事例では、不動産開発業者が、土壌汚染に関連して、宅地建物取引業法違反に問われた。土地、不動産の売買の話はどんな企業でもあり得る。業界団体や地方自治体のアドバイスもインプットとしていく。どこまで対応するのか、必ずしも領域

が明確ではない。審査員は広い視点で利害関係者のニーズ、環境と経済の統合・融合に利害関係者の関心が向いていることを認識する必要がある。サイトオリエンテッドでは対応しきれない領域がある。リスク・機会は広い視野をもって対応するものであり、そうしないと企業は守れない。

## 12. 外部委託と順守義務

2015年版では、環境側面(6.1.2)、運用の計画及び管理(8.1)に「ライフサイクルの視点」が盛り込まれたが、順守義務についてはどうだろうか。外部委託をする場合、関連の法規制を組織としてどこまで特定すべきだろうか。

<回答>

外部委託先が順守すべき事項を、組織が特定していなければならない場面もあるだろう。組織のEMSのリスクに関わってくるかどうか、それは課題なのか、組織のEMSにどの程度の影響があるか、そのように考えていくと、おのずと順守すべき事項として特定すべきかどうかは明確になるだろう。

## 13. 順守義務に関する文書化した情報

6.1.3(順守義務)で「順守義務に関する文書化した情報を維持する」ことが求められているが、どの程度の文書化が期待されているのか。また、4.2では文書化は求められていないが、どのように考えればいいのか。

<回答>

6.1.3の「順守義務に関する文書化された情報」には、6.1.3で決定された結果のみではなく、幅広に記録なども含む。

4.2では文書化は求められていないが、組織にとって必要なものは文書化することが求められる。4.2は高いレベルの事項なので、把握していればよい、アイデアベースでもよいが、組織のなかでアイデアを留め置いていなければ、実際の運用はできないだろう。例えば、マネジメントレビューで、「順守義務を含む、利害関係者のニーズ及び期待」に関する変化を考慮しなければならないが、4.2での決定結果が残っていないければ、変化はわからないだろう。また、組織の規模にもよるだろう。小規模組織では、文書になっている必要はなく、トップインタビューなどで確認できるかもしれない。

## 14. 環境マネジメントシステムへの順守義務の考慮

6.1.3 c)に、「環境マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、継続的に改善するときに、これらの順守義務を考慮に入れる」とある。2004年版では、4.3.1(環境側面)と4.3.2(法的及びその他の要求事項)に同様の要求事項があるが、2015年版では6.1.3(順守義務)の項にだけあり、6.1.2(環境側面)には無い。

<回答>

2015年版を開発する中で、規格のボリュームが2004年版の1.5倍になり、できるだけ余分なものを削ろうとした。その過程で、2004年版の4.3.1にある事項が、2015年版の6.1.2にはないことに気づかなかつたのだろう。しかし、改訂に先立って行われたスタディグループの勧告事項にも、法令順守の徹底が挙げられていたので、6.1.3には残つたということだろう。

6.1.2にはこの要求事項はなくなつたが、計画、運用と対応するなかで著しい環境側面は従来以上に焦点が当てられている。2004年版にある1つの要求事項がなくなつたからといって、規格全体の意図が変わるわけではない。

#### 15. プロセスと手順

2015年版では手順という言葉がなくなるとのことだが、8.1の注記に1箇所残っている。これはなぜか。

<回答>

手順はプロセスを管理するための1つの手法である。今回の改訂で手順という言葉がなくしたからといって、手順を否定しているのではない。8.1の注記では、管理の1つの方法として、手順をあげている。

以上